

■議案第35号 四万十町興津農水産物加工直販センターに係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成30年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「一般社団法人四万十町観光協会」を選定したので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

施設の名称等	四万十町興津2135番地74 四万十町興津農水産物加工直販センター
指定管理者	四万十町茂串町1番14号 一般社団法人四万十町観光協会
指定期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

【公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由】

四万十町興津農水産物加工直販センターは、地域経済の発展と町民の生活向上に寄与するため、地域で生産される農水産物等の付加価値化を図ると共に産物の販売等の用に供することを目的に興津青少年旅行村内に設置した施設であり、平成18年9月1日から現在まで、「一般社団法人四万十町観光協会」を指定管理者として指定し、指定管理業務に当たってきました。

同団体は、四万十町及び近隣観光地の紹介・宣伝並びに観光客への情報提供及び観光施設の充実改善を図り、各種イベントによる活性化をもって観光事業の振興及び地域産業の発展に寄与することを目的としており、観光資源等の情報発信及び地場産品の宣伝並びに販売促進など、事業を円滑に推進するための知識や経験を有する法人です。

これまでの指定期間中においては、施設の効用を最大限発揮し、管理運営が実施されていると判断できるため、引き続き同法人を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として選定するものです。